


政務活動費領収書等貼付用紙

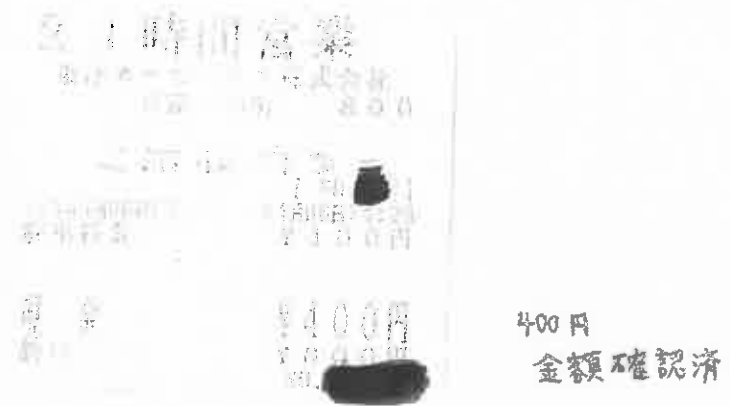
整理番号	1
支出年月日	平成 30 年 4 月 6 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	
30--4--6 振替 *4,037 SMBC(ツカイクアツ) 	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	2
支出年月日	平成30年4月6日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
	
支出内容 (按分の計算方法)	市政綱要号主車料 400
その他	

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	3
支出年月日	平成 30 年 4 月 8 日
支出項目	調査 研 究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	河原携帯電話 $10,424 \times \frac{1}{2} = 5,212$
その他	5000

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

田原 俊彦 様

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0061
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒536 大阪市城東区森之宮
-0025 1-6-111 NLC森の宮ビル

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2018年 4月分	10,424円	2018年 4月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 5月分	10,229円	2018年 5月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 6月分	10,420円	2018年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 7月分	10,385円	2018年 7月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 8月分	10,453円	2018年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 9月分	10,427円	2018年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年10月分	10,480円	2018年10月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年11月分	10,394円	2018年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年12月分	10,472円	2018年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2019年 1月分	10,430円	2019年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2019年 2月分	10,449円	2019年 2月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2019年 3月分	10,411円	2019年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	124,974円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、現金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2019年 4月18日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

3-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	4
支出年月日	平成 30 年 4 月 10 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	インターネット接続料 2899 3月分 円厚 (5758 × 1/2)
その他	

当社のカードを二重使いした事がありご迷惑をおかけしました。ご利用明細と「お支払明細」「お支払任」を下記の通りご案内申し上げます。ご振替の口座を通じてお支払いいただけますので、「口座振替」のご振替も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお振替の口座へお願い申し上げます。

田原 俊彦 様

三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋4丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長(12) 第00209号

お問い合わせ 9:00-17:00 年中無休 (12:00-13:00を除く)
※お振替口座は「お支払任」に記載されています。

ナビダイヤル 0570-004-980(06-6445-3501)
※ナビダイヤルは大阪に発信し、通話料はお客様負担となります。
カード紛失盗難/24時間年中無休 0120-910-456(06-6445-3530)
ホームページ <http://www.smbc-card.com>

明細書枚数 | 1枚中 | 1枚目

カードの種類	VISA		
総利用枠	80万円		
カード利用枠	80万円		
内リボ払い	80万円		
内分割・2回・ボーナス	80万円		

お支払いの済んでいない金額の合計額(未決済残高)がご利用枠の範囲内となるようにご利用ください。

2018年4月10日(火)

5,758 円

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

カード名称

会員番号

加入・切替日 2009年1月15日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません

あとからリボ #印のあるご利用明細合計 5,758円を今からリボ払いに変更できます。
お申込みは 4月 6日までにどうぞ! (2回払いはご利用金額合計をリボ払いに変更します。)
お申込みは ◆ スマートダイヤル24で 通話料無料 0120-863724 サービスコード 「51」
<24時間・年中無休> ◆ ホームページで <http://www.smbc-card.com>

ご利用年月日 年/月/日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今 回数	お支払金額	備考	印
	田原 俊彦 様						
#18 28	ヤフージャパン	1026	1	1	1026		◎
#18 3 9	NTT西日本ご利用料金03月分	4732	1	1	4732	5758	◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社

5758

ご利用明細書の説明

- <ご利用日> 前日ご案内にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
- <ご利用金額> 割賦販売では、現金価格と読み替えます。
- <支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~n 分割払いの支払回数、リボ・リボ払い、ボ・ボーナス一括払い。 ※ <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	5
支出年月日	平成 30 年 4 月 15 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>納品書 (領収書)</p> <p>内外醸造(株) 深江SS 長崎県神楽市東灘区深江町2-1 TEL:095-841-1111</p> <p>マイカー検定 約町支店 TEL:095-841-1111</p> <p>加算 4月15日 05</p> <p>〒811-0101 田原 俊彦 様</p> <p>数量 1箱 単価 5,585円</p> <hr/> <p>合計 ¥5,585</p> <p>内消費税等 ¥110</p> <p>納税 15,415 01 115</p> <p>領収書 田原 俊彦 様</p> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	カツリン代 4月分 2792 (5585 × 1/2)
その他	

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	6	
支出年月日	平成30年4月16日	
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)		
支出内容 (按分の計算方法)	テレホンサービス 情報誌発行	¥6,640,-
その他		

領収書

2018年04月16日

領収書番号

芦屋市議会議員
帰山 和也 様

領収金額	¥8,640-
------	---------

但し 日経テレコン21
上記の通り領収いたしました。

100-8066

東京都千代田区大塚3-7

日経メディアマーケティング株式会社

明 細 書		Page 1 / 1
内 訳	金額	
日経テレコン21		
基本料金	2018年03月分 ¥ 8,000	
消費税	¥ 640	
合計	¥ 8,640	
備考		

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	7
支出年月日	平成 30年 4月 16日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	



支出内容 (按分の計算方法)	馬車場代	¥1,100,-
その他		

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	8	
支出年月日	平成30年4月19日	
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)		
支出内容 (按分の計算方法)	テレワーク消リスト	5424
その他		

納品書

日付 2018年04月18日 1/1

【代引】¥5,424

納品日: 2018/04/19

発送依頼№: [REDACTED]

着日指定:

田原俊彦

AOSテック株式会社

【備考】 Buy.jpご注文分 指定なし(e-コレ)

受注№	商品コード	商品名	JANCODE	数量
[REDACTED]	[REDACTED]	ターミネーター10plus テク完全抹消 BIOS/UEFI版	[REDACTED]	1

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	9
支出年月日	平成 30 年 4 月 23 日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	29207R印刷代金 振込材料 1080 × 0.9 = 972円
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

電信扱

現金払振込書による振込受付書(兼手数料受取書)

振込金受取証(兼振込手数料受取書)

ご依頼日 2016年10月23日

振込年 月 日

振込先名 (振込で記入ください)

銀行 農協 信託 協金

振込先名 [Redacted]

金額

108,000

お取引先 株式会社 利言元 株式会社

お取引先名 株式会社 利言元

手数料

7,080

(注)1. 手数料欄に記載の金額には消費税が含まれています。
 (注)2. 内訳欄に0の場合は「0」と表示の場合同じ、手数料未成(即納)扱いです。
 (注)3. 内訳欄に16の場合は「16」と表示の場合は、手数料16% (税込) 扱いです。

お取引先様へは、本振込書に記された金額の振込を、お振込先様へお振込みください。
 (注)1. 振込先様へお振込みの際は、お振込先様の振込先名を必ずご確認ください。
 (注)2. 振込先様へお振込みの際は、お振込先様の振込先名を必ずご確認ください。
 (注)3. 振込先様へお振込みの際は、お振込先様の振込先名を必ずご確認ください。

ご依頼人 株式会社 利言元

お取引先 株式会社 利言元



尼崎信用金庫
阪神芦屋支店

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	10
支出年月日	平成 30 年 4 月 23 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	


領 収 証

No. _____

徳田直彦様 平成30年4月23日


金 額	千	百	十	元	角	分	厘
	4	1	0	8	0	0	0

但し 三ツ井 茅屋 平成30年春号
上記の金額正に領収いたしました



印刷 三ツ井

〒663-8165 西宮市伊子
TEL(0798)54-1422/FAX(0798)54-4559



1000

支出内容 (按分の計算方法)	三ツ井 茅屋 春号印刷代金 108000 × 0.7 = 77200円
その他	

※用紙表面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

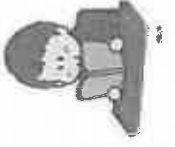
徳田の地域づくり

公共施設等 Wi-Fiスポットの開設

現在、国土交通省は観光立国と防災という2つの観点から公共施設における無線LANスポットの開設を各自自治体に求めています。徳田も市民からのご要望を受け過去から公共施設でのWi-Fiスポットの設置を芦屋市に求めています。神戸市等では観光客向けの無線LANスポットの開設は早くから行っていました。この程より早く芦屋市におきましても市内の避難所をはじめとする公共施設に、誰れでも5時間無料で使えるWi-Fiスポットの設置運営が開始されました。

入学前の学習用品費 3月に支給されました

公明党、真政会、日本維新の会の3党派合同による「就学援助金の事前支給の申し入れ」を昨年行いました。その申し入れを受けて芦屋市は新入学者学習用品費の入学前支給について本年3月より実施しています。従前より芦屋市は市立の小・中学



二、より防災拠点、公共施設、観光施設等において、市民その他の方が必要な情報入手、発信しやすくなります。接続の方法はSNS認証とメールを送って手続きを行う方法とあります。接続回数は1回につき30分まで、一日合計4時間まで使用出来ます。市役所を初め各集会所、保健福祉センター、市民センター、潮声陸交センター、芸術情報館等、市内27カ所の公共施設でご利用出来るようになります。以前はWi-Fi専用タブレット端末を利用する人は「遊び」を目的に「自宅中心」で利用する事が多かったようですが、最近では外出先でWi-Fi

スポットを「つなぐ」使い上手な方が増えているようです。スマホ利用者でもデータ通信料を制限の人にはWi-Fiに接続さえすれば安心してお使い頂けます。



海洋体育館

テニスコートの改修

兵庫県施設である海洋体育館が芦屋市の浜風町にあります。実はこの海洋体育館の西側にテニスコートがありました。何時の頃からか、使われていない気配もなく荒れた状態になり近隣の方からも私の方で「どうなっているのか？見た目も良くない」「風の公務員しか使えないような福利厚生施設はこの時代にどうなのか？」とのご意見が寄せられました。私自身も当該施設には近郊を感じていましたので県会議員等を通じ問題提起を行い、善処を図るよう依頼しました。



その結果、この程、芦屋市体育協会が改修工事の資金拠出を支援運営を行うとのことになりました。もちろん芦屋市民が使えなければ意味がありませんので体育協会加盟団体であるテニス協会のみならず、体育協会自体もその点に注意を払って運営を行うとのこと。テニスコート面積は通常のものより規格が狭いのが残念ですが楽しんで頂ければと思います。

校に就学しているお子様に対し、学校で安心して勉強できるよう学校への教育費の支払いにお困りのかたに対し、その費用の一部を補助しています。しかし実際にランドセル等の学習用品にお金がいるのは入学前、その費用の工面に大変であるという声が以前からありました。就学援助を受けることができる方は次の通りです。

- ①生活保護を受けている方、または生活保護に準ずる方
- ②児童扶養手当を受けている方（児童扶養手当は母子家庭またはそれに準ずる家庭に支給される手当のこと、特別児童扶養手当や児童手当とは異なります）
- ③失業中の方
- ④平成28年中の世帯の総所得金額が一定の基準以下である方

詳細につきましては芦屋市のホームページで「就学援助費」で検索の上「新入学者学習用品費の入学前支給」をご覧ください。



待機児童対策が進展

認定子ども園が2園オープン！

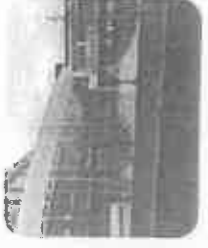
4月からおさらいも園がスタート

8、5歳の子どもが保護者が働いているかどうかに関わらず利用できるのが認定子ども園です。親の勤労の有無に関わらず利用出来ます。

私たち公明党は認定子ども園を芦屋市においても一貫して推進してきました。



(しおさいこども園)



(浜風あすのこども園)

一方、共産党などはコストの嵩む公立に執着し、認定子ども園に対しても色々、難癖を付けてきたという懸念があります。ちなみに公立と民間の比較ですが運営費における芦屋市負担分は日昨年度決算額で見ると民間保育所1園あたり年間3千3百万円に対して公立保育所は1園あたり1億8千万円と実に4.8倍になります。税金が潤沢にあれば全て公立でも良いでしょうがそういう状況にはありません。また民間だからといって教育、保育が盛いと決めつけるのは如何でしょうか。この4月からオープンした子ども園に期待したいと思います。

昨年11月13日に直接請求が芦屋市に提出されました。直接請求というのは単独自治体住民の意思に基づいて自治体に一定の行動を求めるものです。内容は、1号目は芦屋の幼稚園に於いて3年保育を求める、2号目は昨年9月定例会で決定

した朝日と丘幼稚園等の閉園の復活を求めるというものでした。これは昨年、9月定例会で決定された内容が意に沿わないかと、その後直ちに反対派の人たちが直接請求の署名運動を行い提出してきたものです。議会での審議に阻害がある、または民意を反映出来ないのならともかく、その様な要因が全くないのに聞わらず出してきたものです。9月定例会以降、議決した私たちに於いて新たに考慮しななければならない事とか、余程の社会事情の変化とかない限り、慎重に審議している以上、たった2ヶ月で考えが変化することはあり得ません。当たり前のごとく議員として大きな責任を持つて議決に臨んでいるからです。3年保育は認定子ども園で実施していくことが決定しています。待機児童解消のために幼稚園、保育所の拡充も、認定子ども園の設置も昨年決まりました。喫緊の課題である待機児童解消に向けて今は決めた方向に全力で進むことが大切ではないでしょうか。

ふもやま社

命仕事をした人が10人に於いて米人が1.5社。人口減ということもあるが有効求人倍率は8年連続の上昇で4.4年ぶりの高水準となつている。その結果、人手不足倒産という新たな社会現象が発生している。命を増やしたくても労働と給料のバランスがとれていなければ人手も集まらず店舗の閉鎖に追い込まれてしまう。命特に宿泊・飲食業、運輸業、介護事業、建設業などは売り上げが好調にも関わらず人材不足での廃業が増えてきている。命建設業の一部では外国人労働者がいなければ最早成り立たない。ある戸建ての現場では日本人の親方一人に外国人労働者が3人で、指示は外国人が出していた。そうであるが給料を上げなければ人が集まらず、給料を上げればはならない。命日本人の気質もあるが労働を委えなければ新たな時代への対応は難しい。

3月議会あれこれ

戸塚の業界に真っ直ぐに勝負
http://tokuda-naohiko.cocolog-nifty.com/blog/

ふるさと納税による減収見込み5割

新しい歳入構造

新年度予算の審議が終わり、本会議に於いて私は賛成討論をしましたが、ここで一部のみ、ポイントをお知らせしたいと思います。

かつてはリーマンショック、住民税率のフラット化などにより減少をしていた市民税は地方消費税効果もあり、ここ5年は毎年伸びてきていました。

しかし新年度予算ではふるさと納税に関する個人住民税の減少を6億円と見込め、前年比減少となつていきます。

他の自治体にもふるさと納税をしますとお住まいの自治体で税額控除があります。その分、当該自治体の税収が減少します。

ふるさと納税による減収があるという事は、「田」と入りで見ると戸塚にふるさと納税をしてくれる人より、戸塚市民がよその自治体にもふるさと納税



多、る人の方が多く、実に昨年度は3.5億円の減収でした。

これは戸塚市に限ったことではありませんが東京都の特別区など一部の都市部の自治体にとって頭の痛い問題です。

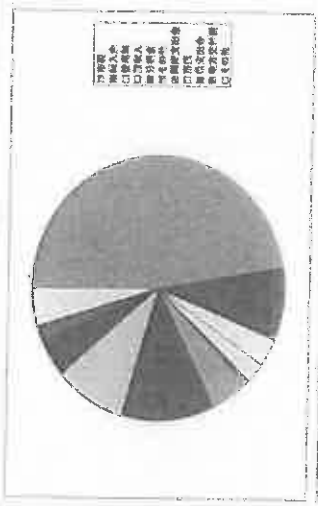
世田谷区などは特養児童対策に回す予算が取れないで困っている程です。

残念ながら、ふるさと納税の現状は禮品競争に終始し地方の自治体の発展を促すという本来の目的が失われてきています。

どうかこの様なことがあるという事もご理解下さい。

さて10月時には262億円あった市民税もグラフの通り、いまや47.3%、218億円程度です。

残念ながら、今後の増収は糸程のことがない限り難しいです。



また戸塚は現在、普通交付税の交付を受けれる交付団体が新年度も8億8千万円程の交付を見込んでいます。

しかし再来年度には不交付団体になる予想です。

そして財産収入の売り払い、基金繰り入れ、による歳入増を図っています。

これは資産の食いっぱしのようなものですから、当然良いことではありません。

つまり確かな右肩上がりと言えぬ歳入構造には全くなっていないということです。

これでは近い将来、交付団体になつても自立した財政運営の出来ない交付団体ということにしかかならないわけです。

投資的経費の抑制が肝要

次に歳出を見ますと、投資的経費が毎年、増加してきています。

このところ、庁舎、公園、集会所、中学校の建て替えなどの公共施設の更新に相当の経費を費やしてはいますし、今年も新年度予算には山中中学校の建て替えに関する経費が見込まれています。

戸塚戸塚南の面的整備についても今後は投資的経費の大きな増大が発生します。

そして莫大な投資的経費が予想される、例えば無電柱化の推進に関しては、既に事業に取りかかっ

ているところはほとんどなく、安易に急ぐのではなく、私が以前から主張していますように十分、安価な事業手法、技術が開発定着してからでも遅くはありません。

1年で80万円の無電柱化工事

ちなみに無電柱化の工事は現在さくら参道の対面585に区間で行っていますが、工事期間6年間で総事業費4億7千万円です。



(工事中のさくら参道)

また社会の変化によるそれ相応の新規施策も行わなければなりませんし、それに伴うコストも増大します。

社会保障関係の扶助費も増大することはあつても今後減になることはありません。

これらのことを考えますと、より一層の歳出削減、つまり構造的な歳出削減に取り組まないと財政の硬直化に陥りかねません。

更なる事業の厳密な点検による無駄の阻止、行財政改革による自治体基礎の再構築などを考えるべきでしょう。

長谷議員に問責決議

長谷基弘議員に問責決議が課せられました。

問責決議とは政治家の言動や発言に対して責任を問う必要がある場合に議会が賛否を取り、その意志を示すものです。

問責の理由ですが2点あります。1点目は、事実と違つた事を知りながら長谷議員は自らのブログ等で、戸塚市と青原市議会を邪



悪した動画を紹介しています。ブログではこの様につづっています。「市民の直接請求に對して、どの議員がどの様な発言をしたのか、どの様な態度を取ったのか...」今後、戸塚市議会と市長の方向を見極めて下さい。

動画では、あろう事が私が「民

問責は構だ」と発言したかのようにならされていきます。

確かに私はこの直接請求に反対しましたが、この様な、おまじけ半分の発言は一切しておりません。にもかかわらず長谷議員は、どの議員がどの様な発言をしたかというのです。

この事を代表者会で追求すると長谷議員は直ちに「議事録を確認します」といいました。

その結果、「その様な発言はありませんでした」とのことでしたが、ここには大きな問題があります。

長谷議員のいつていることが本当であるのならば発言を事実確認もせず紹介したということですが、情報の確認、事実に確認は議員であるならば当然行わなくてはならない基本的なことです。

一方、「議事録を確認します」という言葉はその場しのぎの弁明で尊厳と誇りを保ちながら敢えてリンクを張り紹介したのではないのかという疑念はぬぐえません。

何故ならば、当該直接請求を扱った民生文教常任委員会にも、長谷議員も所属しているからです。

つまり居眠りでもしていない限り、どの議員がどんな発言をしたかはおおよそ知つてはいるはずだからです。

ましてやおまじけ半分の発言であるならば印象に残つていないはず

そうであるならば他人が作成した動画を紹介するという形を取りながら人を疑めるという卑劣な手法をとつたという事です。

2点目ですが動画の中では標榜46というアイドルグループの曲が使われています。また戸塚市議会が著作権者である放映権も許可なく使われています。

著作権の侵害を知りながら紹介するということは不法行為を認めているということになります。

かつて長谷議員は市議会放映に

長谷基弘議員に対する問責決議文

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することが求められている。

議員には、その職務や影響力から、高い倫理の保持が求められ、職務執行の公正さに対する市民の疑念や不信任を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため「戸塚市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」を制定している。

また、「戸塚市議会基本条例」第7条においては、「議員の政治倫理」として、高い倫理的経費が課せられていることを深く自覚し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない旨規定している。

しかしながら、長谷基弘議員は、

ついて懸念のある住われ方がされないように注意しなければならぬ」という趣旨の発言をしていました。

言行不一致、論理の整合性の欠如とはこういうことを言うのではないのでしょうか。

過去、経職防衛決議も受けている同議員ですがこれでは同様の議員としてのあり方を問われる次第になります。

長谷議員の言動こそ見極められるべきものではないでしょうか。

議員という立場にあるにも関わらず議員活動SNS上において、著作権の侵害が強く疑われ、また議会の公正性を著しく損ねる内容の動画を肯定的立場で紹介し拡散している。

これらの行為は、戸塚市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1号の規定「市政への不信を招くことのないよう品位と名譽を擁護する行為を慎み、その職務に關し不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するものである。

よつて、ここに長谷基弘議員に對し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理を求めるとともに、反省すべきことを警告する。

以上、決議する。

10-3
戸塚市議会

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	11
支出年月日	平成 30 年 4 月 23 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

領 収 証

帰山 和也

様 No. _____

¥ 78,180-

但 20415 2018年4月号印刷費

振込

入金日 2018 年 4 月 23 日 上記正に領収いたしました

内訳	_____
税抜金額	_____
税額等 (%)	_____

有限会社 DTP base camp
 兵庫県芦屋市前田 3-5-4
 代表取締役 藤原 正樹
 TEL 0797-22-6300

支出内容 (按分の計算方法)	20415 印刷代 78,180 × 0.9 = ¥70,362.-
その他	

2018.4.22 07:38 洛

請求書

売上日 2018年04月20日

PAGE 1
No. [Redacted]

端山 和也

様

DTP
LINE CARD

株式会社

〒658-0071 兵庫県芦屋市引田町5-7
TEL:0797(2)6500 FAX:0797(2)6554
http://www.dtpbase.com
E-mail: shop@dtpbase.com

お客様先

[Redacted]

〒[Redacted] [Redacted] [Redacted]

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
レター用紙 A4	4 頁	3,000	12,000		
入庫手数料	1 式	3,000	3,000		
印刷代 A3両面カラー レター用紙73kg DM折加工	7,000 枚	8	56,000		
送料 (2件目) 1件目付送料	1 点	1,500	1,500		
			72,500		
			5,680		
					78,180

長谷基弘議員に問責決議!!

昨年12月の議会では、日本共産党の平野議員に対して懲罰が科されました。誠に残念ながら今回の議会でも会派に属さない長谷基弘議員に対して問責決議が行われましたので、その趣意を報告します。

問責決議とは、政治家の発言、行動などに対して責任を問う必要がある場合に議会で賛否を固くその賛意を示すものです。今回の議会で、長谷議員に対する問責決議が賛成多数で科せられたわけですが、その理由は以下の2点です。

- ① 今回の問責請求に際して長谷議員の自らのブログで、誇美と異なることを知りながら、芦屋市、芦屋市議会を擁護する製作若不明の動画を紹介し、拡散しました。
- ② この動画の中では、女性アイドルグループの楽曲が使われており、芦屋市議会の本会議の映像も許可なく使われています。著作権侵害の疑いのある動画を拡散する行為であり、不法行為を認めていると言わざるを得ません。

ネット社会の現在、ウソの情報や著作権を侵害する行為は後を絶たず、今回の決議に反対を表明した議員は、これらに対する対応が甘いと書かれても仕方ないのでは無いでしょうか？

3月23日の本会議において長谷議員に科せられた問責決議文は、右記の通りです。



芦屋市消防署 高浜分署が新築竣工し移転!

潮芦屋地区の老地開発も進み、人口も増加する中、手狭となっていた旧高浜分署を高浜町1番の新庁舎に移転することとなり、この度竣工しました。芦屋市の南部地域の消防、救命活動の拠点となるとともに、案内には最新の訓練設備が設けられ、市全体の消防力の向上に寄与することが期待されます。



長谷基弘議員に對する問責決議

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することが求められている。議員には、その職責や影響力から、高い倫理の保持が求められる。職務の執行の公平さに対する市民の懸念や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」を制定している。

また、「芦屋市議会基本条例」第7条においては、「議員の政治倫理」として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない旨規定している。しかしながら、長谷基弘議員は、議員という立場にあるにも関わらず議員活動 SNS 上において、著作権の侵害が強く疑われ、また議会の公平性を著しく損ねる内容の動画を肯定的立場で紹介し拡散している。

これらの行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1号の規定「市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑念を持たれる恐れのある行為をしないこと。」に抵触するものである。

よって、ここに長谷基弘議員に対し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理綱を求めるとともに、反省すべきことを勧告する。

以上、決議する。
芦屋市議会
長谷議員は専断関係を認めています。さらに、決議文に記載の通り、監督の上、二度とこの様な事態をひきおこすことの無いよう求めます。

市民の声

キャッチ&トライ



帰山和也議員レポート

2018年4月 発行者 公明党市議会議員 帰山和也
http://www.komei.or.jp/gin/ashiya/kiyama_kazuya/ 芦屋市朝日ヶ丘町5-20-416 TEL 35-0900

2月15日(水) 芦屋市議会

1 直接請求による臨時議会について

＜直接請求とは＞
地方自治法に規定されている権利で、住民の発意により、町長、市に一定の行動をとらせられるものです。条例の改廃については、有権者の50分の1以上の署名が必要で、今回は、6,304筆の署名が確認されたため、直接請求が成立しました。

＜今回の直接請求の中心は＞
昨年9月議会で議決された芦屋市立 朝日ヶ丘幼稚園、朝進幼稚園、朝進保育所の廃園・廃所条例を一旦廃止し、市立幼稚園を市内で8園体制に戻した上で、3歳児保育を実施するという内容です。

＜直接請求の論点について＞
民生文教常任委員会の審議で明らかになった点は、現状のまま公立幼稚園8園を運営する場合の経費は、年間5億6千万円で、1園あたりおよそ7千万円です。

公立保育所の市の負担額は、1所あたり年間1億7千万円です。一方で民間の保育園の場合は、年間3,300万円。その差額は、1所あたり1億3,700万円です。

また、3歳児からの3年保育の実施については、現状の3歳児がほぼ全て公立幼稚園に通うなどの前提条件の元での試算で、新たに雇い入れる幼稚園教諭の人員費などの必要経費と保育料収入を差し引いた年間経費の増加額はおよそ7,100万円であることが判明しました。

さらに、公立幼稚園での3年保育および預かり保育の充実を推進することで、待機児童対策となるのかについては、待機児童の9割はゼロ歳から2歳までであり、幼稚園で3歳から受け入れられ預かり保育を実施しても待機児童対策にはならない事が判明しました。

＜臨時議会での審議の結果＞
以上のような審議が行われた結果、2月13日の臨時議会最終日において、採決が行われ、直接請求の請書は賛成少数で否決されました。

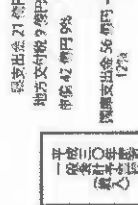
＜コメント＞
共働き世帯が増加したことなどから、公立幼稚園の定員約1,500人に

2 予算委員会について

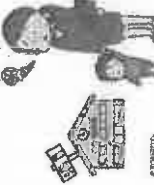
2月20日から3月23日まで、第2回の定例会が開催され、平成30年度予算などが審議されました。議出予算の重点項目は、
① 将来の人口構成の変化に対応する取り組み
② 子育て世代ニーズに沿った取り組み
③ 住宅都市としての魅力向上に寄与する取り組み

以上3点で、歳入歳入予算は
一般会計 461億4千万円 特別会計 230億5千万円
企業会計 144億4千万円 財産区会計 3千330万円
合計 836億7千万円 となりました。芦屋市の財源の特価は、市税収入が50%近くを占めている点です。

今回の予算では、ふるさと納税による個人市民税の減収を5億円と見込んでいます。昨年は、3億5千万円の減収でした。地方自治体を応援するという本来の目的から、返礼品競争の相が見られる点が懸念されます。芦屋市にとって、大切な収入源である市税収入の先行きについて、更に目配りをして参ります。



3 3月23日の本会議最終日に会派に属さない長谷基弘議員に問責決議が科せられました。最終面に概要を記載しています。



11-3

平成30年度予算に盛り込まれた公明党の実績

これまで、市政に対する予算要望や議会質問などを通じて提案し、要望してきた政策のうち、新年度予算で実現した施策の一部を紹介いたします。

教育関係

<入学前に奨励金支給>

経済的に恵まれない家庭の児童生徒に対して、入学時の学用品（ランドセルなど）に、奨励金が支給されています。ところが、前年度の収入額を確定する必要から実績に支給されるのは、入学後の6月頃になっていました。

これでは、経済的に恵まれない家庭に負担が大きいと、公明党の国会議員も文科省などに働きかけて、入学前に支給できるように昨年、規則の改正が行われました。これを受けて、高松市でも入学前に奨励金が支給できるよう議員有志で昨年6月8日に市役、教育長に申し入れをした結果、今年よりやく入学前の3月に奨励金が支払われることとなりました。

<通学バス定期代半額助成>

通学における安全確保の観点から、公立の小中学校教育までの通学距離が、およそ小学生で4キロ、中学生で6キロ以上ある児童生徒に対して、通学バス定期代の半額を助成する制度が創設されました。泉池地区が対象となります。

<教員の負担軽減策>

日本は、先進諸国に比べて教員の労働時間が長いと言われています。特に、中学校における部活動への対応が負担を重くしています。教員の負担を軽減し、生徒に向き合う時間の確保のため、部活動における技術的な指導、進路相談及び顧問として教員をサポートする部活動支援員を各中学校に1名ずつ配置する予算が計上されました。今後も、さらなる教育の充実を求めて参ります。

<学童の待機児童対策>

小学校教育において、1年生から4年生までの放課後の学童保育（留守家庭児童会）のニーズが高まり残念ながら待機児童が出ています。本格的な受け入れ体制の整備が望まれている。朝日ヶ丘幼稚園の空き教室を利用した事業が始まりました。保育の待機児童の増加とともに学童のニーズも増加しています。持続可能な体制の構築に向け取り組みます。

子育て支援関係

<子育て世代支援センターの開設>

妊娠・出産・子育て世代の切れ目のない支援を実現するため、高松市南瀬センターに「子育て世代包括支援センター」が開設されます。ここで、妊娠、出産や予防接種、子育ての悩みなど様々な相談などにフィリックスなどで対応できるようになりました。今後も、子育て世代への支援の拡充に向け尽力して参ります。

<認可外保育施設利用料への補助が実現>

比較的低価格で高い、認可外保育施設を利用している2歳以下の児童の保護者に対して、平成30年4月から平成34年3月までの間、保育料の一部を補助する制度が始まります。いくつもの要件のもと保護者が負担した対象の経費と仮に認可保育所等に入所した場合の経費の差額の2分の1（最大で2万円）を補助する制度です。詳しくは、ことも・健康部子育て推進課 0797-38-2128まで

健康対策

<600円でピロリ菌検査>

日本人の二人に一人ががんになると言われています。とりわけ胃がんはまだまだ死亡率の高いがんの上位にあります。その主な原因は、ピロリ菌の感染とされており、ピロリ菌の除菌により胃がんのリスクを大幅に減少させることができます。これまでも、ピロリ菌の検査の実施と除菌に対する助成を訴えてきましたが、この度ようやく一部が保健センターでの無料検査が実現します。

防災対策関係

<災害時要援護者避難計画、地区防災計画の推進>

南海トラフ巨大地震など様々な災害に対応できるソフト面の計画が喫緊の課題です。地域の自治会、自主防災会を支援する取り組みを今後も推進してまいります。

<土砂災害特別警戒区域における防災対策の推進>

市有地の特別警戒区域については高松市が防災対策工事を実施しますが、昨年末に兵庫県が芦屋市内の民有地14箇所において、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域）を指定しました。民間の土地などについては、莫大な費用がかかるため兵庫県が主となって防災対策工事を実施します。地域の要望、同意に元づいて防災工事を進めていかねばなりません。

<無電柱化工事の推進>

景観の保全はもとより、地震などの災害時の減災対策として無電柱化が進んでいます。ただし、現在工事中の朝日ヶ丘町のさくら参道585メートルの区間では、工事期間6年連続事業費4億7千万円がかかります。つまり、単純計算で工事単価は1メートルで80万円です。新たな技術、手法によるコストの削減等が喫緊の課題です。

各予算に対する個別の要望

新年度の予算審査の中で、市長に要望した主なものを報告します。

<117あしやフュニクス株式会社>

この基金は、阪神淡路大震災から10年目の平成17年1月17日に、「国際ソロプチミスト芦屋」から寄附された200万円と市の財源1000万円の合計1200万円を基本財源として創設されました。また、震災の際に全国からの多くの温かい支援への感謝を忘れることなく、数多くの経験と教訓を次の世代に継承することを目的としています。

本基金は、新たに発生した国内での自然災害の被災者支援、被災地の復旧復興支援のためのボランティア活動等を行う市民グループ、大学生等のグループに助成されます。また、講座会や防災訓練など防災に関する活動、阪神淡路大震災を語り継ぐ活動などにも助成されます。

以上のように大変意義深い基金ですが、基金残高は、平成29年度末で1200万円以上あり、現状、基金の意義、目的に沿って十分に活用されているとは思えない点もあります。市内の自主防災組織の活動への計画的な支援など、効果的具体的な活用を要望しました。

<公共施設等管理計画>

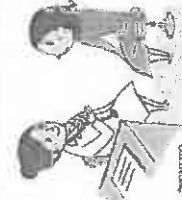
少子高齢化、人口減少の社会となり、公共施設の維持管理費や適正な規模、施設数などの管理は重要な課題です。実際に施設を利用する市民が判断できる基礎情報としての施設カルテを十分に活用するよう要望しました。

<AshiyaFreeWiFi（芦屋市公共無線LAN）>

市民や市を訪れる方が、インターネットを通じて様々な情報を入力し、発信できるよう、また、災害時にも対応できるように、すでに、市内27の公共施設に機器が設置済みです。ただ、電波が届きにくい部屋があるなど課題もあるため、情報通信対策とともに適宜無線の中継機器の増設などを要望しました。

<マイナンバーカードの普及促進>

昨年12月時点で芦屋市のマイナンバーカード（個人番号カード）の発行率（交付率）は16.9%で全国5位でした。もちろん兵庫県下では1位です。ただ、未だに交付率が2割に届いていないようでは行政事務の効率化など本格的な制度の活用はできません。また、市民にとってのマイナンバーカードの利便性については、



コンビニでの住民票や印鑑証明書の発行などを除くと行政サービスに活用できるものはありません。子育てに関する申請や届け出の届に活用できるようにする、電子母子健康手帳として活用するなど市民の利便性向上策について要望しました。

きよまなずや



昭和33年6月10日生
昭和57年神戸商科大学
航海学科卒
市議4期目
副市長、防災士

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	12
支出年月日	平成30年4月23日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

領 収 証		No.
田原俊彦様		平成30年4月23日
金額	4 千 790,800 円	
但しほっと通信 第51号		
上記の金額正に領収いたしました		
 〒863-8168 西海市甲子園町2番3号 TEL(0799)34-1422 / FAX(0799)34-4689		

支出内容 (按分の計算方法)	ほっと通信印刷料 8162 (90.180 x 9/10)
その他	

芦屋市議員

たはら としひこ

田原俊彦



1983年3月 創価大学法学部卒業
 2002年12月 三井住友銀行退職(約20年在職)
 2003年4月 芦屋市会選挙で初当選、現在4期目
 建設公営企業常任委員会所属

 田原俊彦 げんきレポート
 芦屋
 ほっと通信

第51号 2018/5月発行

平成30年 第2回定例会のご報告

田原俊彦の総括質問から

市民マナー条例について

市民マナー条例の中に、自転車の安全運転を盛り込むよう要望しました。自転車マナーについて、意見などをお聞きすることがあります。交通安全の取り締まりは警察ですが、市条例に規定されることにより、効果が期待できます。また日頃からマナー向上に取り組んでいる個人や団体、事業者に対して、表彰制度を設けるよう提案しました。普段から地道に取り組んでいる方々に感謝の意を市として示す必要があると思います。同時に市民マナー条例の啓発にもつながると考えています。

中学校の校則の見直しを

中学校の校則について質問しました。保護者や生徒から、校則について多くの要望や意見をいただいています。たとえば冬のコートを認めている学校もあれば認めていない学校もあります。ほかにもいくつかの点で学校によって違いがあります。これは、それぞれの学校の経緯で今の校則になっていると思いますが、時代とともに校則も見直しが必要ではないでしょうか。また性的少数者に対する配慮の視点も必要です。今後制服の見直しの際には、性別に関係ない制服の導入を検討するように提案しました。

市政にLINEを活用してはどうか

コミュニケーションアプリ、LINEの利用者が増えています。昨年末のLINE利用者は7,300万人とか。普段からLINEを利用している方に対し、市政にLINEを活用してはどうか、提案しました。一つ目は子育てや福祉などの市政情報をプッシュ型通知(自動的に情報が送られる機能)を使い提供してはどうか。必要な情報を登録することで、タイムリーに情報を受け取ることができます。二つ目は中学生向けにいじめ相談

に活用してはどうかということ。これまでの面接や電話より、中学生にとって身近なLINEでも相談できる体制が必要だと思えます。三つ目は市のアピールとして芦屋市のLINEスタンプを提案しました。またLINEに限らず、あらゆる世代の方に向けた情報提供の充実に取り組んでいきます。

※ほかに、子育て世代包括支援センター、がん検診、芦屋市霊園、地区防災計画、留守家庭児童会などについても質問しました。詳しくは芦屋市議会ホームページをご覧ください。

認可外保育を利用する保護者に対し保育料の助成が始まります。



認可保育所を希望しながら認可外保育を利用している児童の保護者に対して、保育料の一部補助事業が始まりました。待機児童の保護者の負担軽減につながると思えます。

私は、この補助事業の創設を平成24年3月議会から訴えてきました。

補助金は月額により算定し、保護者が負担した対象経費と補助対象児童が認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所した場合の保育料(月額相当額)との差額の2分の1(月額最大20,000円)です。

これからも、保育環境の整備に取り組んでいきます。

なお、一定の条件などがありますので詳しくは、芦屋市ホームページをご覧ください。どうか、下記までお問い合わせください。

芦屋市子育て推進課

(子育て施設担当) 入所係

電話番号: 0797-38-2128

12-2

トピックス

市政報告会を開催しました。



4月に市政報告会を行いました。新年度からの新しい事業をはじめ議会定例会の報告をし、意見交換を行いました。これからも丁寧な説明と意見や要望などを聴く姿勢を持ち続けていきたいと思っています。

Ashiya Free Wi-Fi がスタート！

芦屋市は、市内の避難所をはじめ公共施設に、だれでも一定時間無料で使え、通信速度が速い公衆無線 LAN スポットを設置しました（防災拠点や公共施設など27か所）。



公明党として、長年公共施設の ICT 化の実現に取り組んできました。災害時には、通信手段の確保はとても重要です。詳しくは、芦屋市ホームページをご覧ください。

長谷基弘市議に問責決議

長谷基弘議員（無所属）は、市議会から問責決議を受けました。経緯は、現在芦屋市が進めている市立幼稚園と保育所の統廃合計画について、芦屋市長や計画に賛成する一部の特定市議を揶揄（やゆ）するような動画（作成者不明）を長谷議員のブログで紹介したことがきっかけです。議員には高い倫理の保持が求められ、「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」が制定されています。長谷議員はブログの中で動画を「今の芦屋市と市議会を風刺的に上手く表現してる内容です」と肯定し、拡散しました。その行為について、問責決議が賛成多数で決議されました。

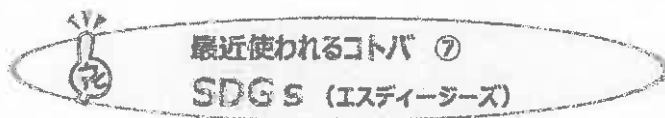
市議会が民泊の意見書を兵庫県に提出！

市議会は、2月に「兵庫県の民泊条例案に対して、芦屋市における景観地区では全期間にわたり民泊営業の制限を求める意見書」を兵庫県議会議長と兵庫県知事に提出しました。

背景として兵庫県の当初の条例案がそのまま可決されると、本市では、市街化調整区域でありながら実質的には住居専用地域に等しい区域（たとえば奥池地域など）でも、期間制限はあるものの民泊営業が可能となる区域が生じます。

これらの区域が存在することは本市のまちづくりの方向性と整合せず、静穏で良好な住環境に悪影響を及ぼすことが危惧されるため意見書を提出しました。

その結果、3月の兵庫県議会において、当初の条例案が修正され、芦屋市は景観地区のため市内全域で民泊禁止になりました。詳しくは、兵庫県のホームページをご覧ください。



SDG s とは 2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標です。その理念は「誰も置きざりにしない」。具体的には持続可能な世界を実現するため 17 の目標（たとえば貧困をなくそう、すべての人に健康と福祉をなどの 17 項目）を達成するように目指しています。私はこの 3 月議会で、SDG s の理念を市の計画に織り込むように訴えました。

★北極星★ 笑いと笑顔は違うそうです。笑いは、「個人的な感情の表現」。笑顔は、「コミュニケーションのための自己表現」。わかりやすくいえば、笑いはテレビを観て笑うなどひとりでもできます。笑顔は相手が必要で、相手に対しポジティブな感情を伝え、相手と分かち合うものだそうです。笑いは、免疫力を高める効果があるといわれ大切ですが、より良いコミュニケーションのために生まれる笑顔も大切だと改めて感じました。

「すぐに！親身に！誠実に！」 地域の身近な問題や暮らしのご相談など、お気軽にご連絡ください。

発行 芦屋市会議員

田原 俊彦

LINE@は QR コードからご登録を
12-3

市議会 TEL 0797-38-2001

www.komei.or.jp/km/ashiya-tahara/



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	13																						
支出年月日	平成 30 年 4 月 25 日																						
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																						
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																							
<p>ご利用明細</p> <p>本日はご利用いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 誤差のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>SMBC</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥4,709</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥216</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>普通</p> <p>1. アクセスコーポレーション様</p> <p>お振込人は</p> <p>コクメイトウアツキタキタノタイヒョウタ ハラトツヒコ様</p> <p>お取扱日30. 4. 25 電信振込</p> <table border="1"> <tr> <td>振込日</td> <td>年 月 日</td> <td>時 分</td> <td>印紙料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30. 4. 25</td> <td>11:41</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込額</td> <td>金額</td> <td>口座番号</td> <td>税務署承認済</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>付につき取付</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>				お振込金額	¥4,709	振込手数料	¥216	振込日	年 月 日	時 分	印紙料		30. 4. 25	11:41		振込額	金額	口座番号	税務署承認済				付につき取付
お振込金額	¥4,709																						
振込手数料	¥216																						
振込日	年 月 日	時 分	印紙料																				
	30. 4. 25	11:41																					
振込額	金額	口座番号	税務署承認済																				
			付につき取付																				
支出内容 (按分の計算方法)	フックスリース	4709	振込料 216 合計 4925																				
その他																							

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	14				
支出年月日	平成 30 年 5 月 25 日				
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">30.04.25</td> <td style="width: 20%; border: none;"></td> <td style="width: 20%; border: none;">8,507</td> <td style="width: 40%; border: none;">KDDIリョウキョウ(セブイ </td> </tr> </table>		30.04.25		8,507	KDDIリョウキョウ(セブイ
30.04.25		8,507	KDDIリョウキョウ(セブイ		
支出内容 (按分の計算方法)	スマホ電賃村 8月分 徳田 $8507 \times \frac{1}{2} = 4253.5$				
その他					

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	15
支出年月日	平成30年4月25日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2018年 4月ご請求分 (3月利用分)

鼎山 和也 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	[REDACTED]
領収金額 AMOUNT RECEIVED	7,885円
うち消費税等 TAX	445円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

支出内容 (按分の計算方法)	又之本費総代り分 鼎山 7,885 × 1/2 = 3,942
その他	

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	16											
支出年月日	平成 30 年 4 月 25 日											
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費											
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)												
<div style="text-align: center;"> <p>ご利用明細</p> <p><small>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご確認ください。</small></p> <p>SMBC</p> <p>お振込</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥24,235</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥108</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>〇〇〇〇 〇〇行</p> <p>普通 〇〇〇〇</p> <p>コウエキシャタンホウシノ アシヤシシルハ ンザイセンター 様</p> <p>お振込人は</p> <p>タハラ トシヒコ 様</p> <p>お取扱日 30. 4. 25 電信振込</p> <table border="1"> <tr> <td>振込日</td> <td>年月日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2">印紙税申告欄 付につき証明 出納簿記載済</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>30. 4. 25</td> <td>09:17</td> </tr> </table> <p>〇〇〇〇</p> <p>三井住友銀行</p> </div>		お振込金額	¥24,235	振込手数料	¥108	振込日	年月日	時刻	印紙税申告欄 付につき証明 出納簿記載済	〇〇〇〇	30. 4. 25	09:17
お振込金額	¥24,235											
振込手数料	¥108											
振込日	年月日	時刻	印紙税申告欄 付につき証明 出納簿記載済									
〇〇〇〇	30. 4. 25	09:17										
支出内容 (按分の計算方法)	<p>議決金 24,235 振込料 108</p> <p>15% 24,343 × 9/10 = 21,908</p>											
その他												

請求書

平成30年 4月分 請求番号 [REDACTED] 請求年月日 平成30年 4月30日

(1/1)

田原 俊彦 様

〒659-0062
芦屋市宮塚町2-2

ご利用いただき、誠にありがとうございます。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

電話番号 0797-32-1414 [REDACTED]
公益社団法人
芦屋市シルバー人材センター
理事長 山村

*恐れ入りますが、本紙到着後、
二週間以内にお振込下さい。
※振込手数料は、発注者様で
ご負担をお願いいたします。

御請求額 ¥24,235

契約番号	契約件名				請求額	配分金	材料費等	処分費	事務費	交通費	控除
[REDACTED]	その他広報紙配布業務「芦屋ほっと通信」チラシ配布				24,235	20,400	0	0	3,835	0	0

振込依頼書

振込通知書

文書扱 **電信振込** 手数料

金額 **24235**

振込先
公益社団法人
芦屋市シルバー人材センター
芦屋市宮塚町2-2

振込元
公益社団法人
芦屋市シルバー人材センター

振込先番号 [REDACTED] 請求先番号 [REDACTED]

お名前 田原 俊彦 様

公益社団法人
芦屋市シルバー人材センター

金額 **24,235**

お名前 田原 俊彦 様

請求年月
平成30年 4月分
請求年月日
平成30年 4月30日
請求番号 [REDACTED]

通知不要

(先方銀行) (取扱店) 銀行 支店

受取書(に振込人)

金額 **24,235**

公益社団法人
芦屋市シルバー人材センター
田原 俊彦 様

請求年月
平成30年 4月分
請求年月日
平成30年 4月30日
請求番号 [REDACTED]
請求先番号 [REDACTED]

[REDACTED]

田原 俊彦 様

[REDACTED]

<振込先> 下記の金融機関口座へお振り込みください。

- 普通 [REDACTED] シヤ)アジャシルバ-ジ'ンザ'イセンター
- 普通 [REDACTED] シヤ)アジャシルバ-ジ'ンザ'イセンター
- 普通 [REDACTED] シヤ)アジャシルバ-ジ'ンザ'イセンター
- 普通 [REDACTED] シヤ)アジャシルバ-ジ'ンザ'イセンター

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	17														
支出年月日	平成30年4月27日														
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費														
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)															
<p style="text-align: center;">J:COM</p> <p>日頃、J:COMをご利用いただきまして誠にありがとうございます。 下記の金額をご特定の口座より振替させていただきます。 ただし、手続き上の理由により、下記の振替日に振替不能の場合は、翌月に合算して請求させていただきます。</p> <table border="1"> <tr> <td>J:COM ID</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お客さま名 CUSTOMER'S NAME</td> <td>徳田 直彦 様</td> </tr> <tr> <td>ご請求月 MONTH OF ISSUE</td> <td>2018年 5月</td> </tr> <tr> <td>振替金額 TOTAL AMOUNT DUE</td> <td>3,235円</td> </tr> <tr> <td>振替日 WITHDRAW DATE</td> <td>2018年 5月 28日</td> </tr> <tr> <td>金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION</td> <td>* * * * *</td> </tr> <tr> <td>種目/口座番号 TYPE/ACCOUNT NO.</td> <td>* * * * *</td> </tr> </table> <p>次月より請求金額に変更がない場合は、本状の発行を省略いたします。</p> <p>お問い合わせ先 0120-937-000 (フリーコール) ※電話番号をお確かめの上、お掛け間違いにご注意ください。 ※発信番号を非通知に設定されている場合は、0120の前に「186」をつけてお電話ください。</p> <p>受付時間 9:00~18:00 (年中無休)</p> <p style="text-align: right;">2018年 5月 11日 発行</p> <p>徳田 直彦 様</p> <p>¥3,497-</p> <p>上記のとおり、J:COMサービスご利用料金を 2018年 4月 27日 口座振替により領収いたしました。</p> <p>株式会社ジェイコムウエスト 〒540-0012 大阪市中央区谷町2-3-12 マルチテックビル</p>		J:COM ID	[REDACTED]	お客さま名 CUSTOMER'S NAME	徳田 直彦 様	ご請求月 MONTH OF ISSUE	2018年 5月	振替金額 TOTAL AMOUNT DUE	3,235円	振替日 WITHDRAW DATE	2018年 5月 28日	金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	* * * * *	種目/口座番号 TYPE/ACCOUNT NO.	* * * * *
J:COM ID	[REDACTED]														
お客さま名 CUSTOMER'S NAME	徳田 直彦 様														
ご請求月 MONTH OF ISSUE	2018年 5月														
振替金額 TOTAL AMOUNT DUE	3,235円														
振替日 WITHDRAW DATE	2018年 5月 28日														
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	* * * * *														
種目/口座番号 TYPE/ACCOUNT NO.	* * * * *														
支出内容 (按分の計算方法)	4号-1号 読売村・国定電話料3月分 徳田 3497 × 1/2 = 1748円														
その他															

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。
※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	18
支出年月日	平成30年4月27日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
 <p>SS検索: http://usani-web.com 宇佐信HP: http://usani-net.com</p> <p>お客様控え (クレジット領収書)</p> <p>芦屋東山給油所 TEL 0797-34-0122 宇佐美エネルギー 本社 大阪府大阪市淀川区塚本3-4-4</p> <p>売上 2018年4月27日 13:36 KIYAMA KAZUYA 領 クレジット</p> <p>レギュラーガソリン P-4(内) 39.02L 0144.0 5619円 (税抜) 0133.3)</p> <p>(内、消費税額引) -02.0 (-78円)</p> <p>合計 5,519円 (内、消費税額(8.00%)) 416円)</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	ガソリン代 帰山 4分 5,619 × 1/2 = 2,809.5
その他	

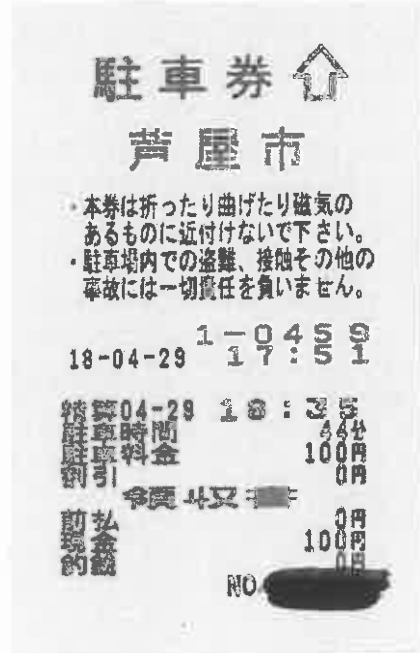
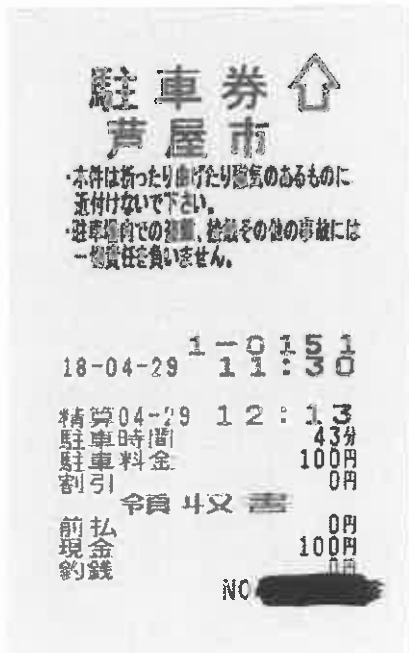
政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	19
支出年月日	平成30年4月19日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p>ENEOS</p> <p>納品書 (領収書)</p> <p>株式会社エスブランドマネジメント 芦屋シーサイドSS 兵庫県芦屋市新浜町7-15 TEL:0797-22-8282</p> <p>2018年4月29日17:43</p> <p>徳田 直彦 様</p> <p>現金売上</p> <p>ENEOSウィーゴ P13 ¥3580 数量 23.55L/個</p> <hr/> <p>合計 ¥3,580 (内消費税等 ¥265) お預かり ¥10,000 お釣り ¥6,420 伝票</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	7442円74分 3580×1/2 = 1790円 徳田
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	20
支出年月日	平成 30 年 4 月 29 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費・人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	



支出内容 (按分の計算方法)	駐車料 200円
その他	



※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	21
支出年月日	平成 30 年 4 月 30 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

2018年04月分  **領収証** No. 

田原 俊彦 様

銘 柄	部	金 額
神戸新聞セット	1	4,030
合 計		¥ 4,030

お知らせ
ご購読ありがとうございます。
お支払いに便利な、自動振替、クレジット払いもごさいます。
お申しつけください。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

神戸新聞芦屋南専売所
〒659-0065
芦屋市宮川町7番18号
TEL: 0797-32-5799

FAX: 0797-32-5799



支出内容 (按分の計算方法)	神戸新聞4月号	4030
その他		